

国際のETF VIX短期先物指数

信託約款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

国際のETF VIX短期先物指数
－運用の基本方針－

約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、基準価額の変動率を、円換算した S&P 500 VIX 短期先物指数 (S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。) の変動率に一致させることを目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国有価証券指数等先物取引 (外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引と類似の取引をいいます。以下同じ。) に係る権利および米国国債等を主要投資対象とします。なお、市況動向等によっては、対象指数への連動を目指す上場投資信託証券等に投資する場合があります。

(2) 投資態度

①主として米国国債等へ投資するとともに、外国有価証券指数等先物取引を行い、基準価額の変動率を、円換算した対象指数の変動率に一致させることを目指します。なお、取得申込みに伴い、円換算した対象指数との連動性を維持することを目的として、当日中に当該取得申込みに係る金額相当分について外国有価証券指数等先物取引を行う場合があります。この場合、一時的に、外国有価証券指数等先物取引の買建額が信託財産の純資産総額に対し100%を超過することがあります。

②市況動向等によっては、対象指数への連動を目指す上場投資信託証券等に投資する場合があります。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④資金動向や市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

(2) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(3) 投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. 収益分配方針

毎年11月14日に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益の全額とします。売買益 (評価益を含みます。) からの分配は行いません。

(2) 分配対象収益についての分配方針

分配対象収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第20条第1項および同条第2項ならびに第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けません。

② この信託は、S&P 500 VIX 短期先物指数（S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return）を対象指数とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1口につき、信託契約締結日の前々営業日の対象指数を円換算し、これを100分の1にしたものに100.05%の率を乗じて得た額とします。

③ 対象指数の円換算は、対象指数に、対象指数の算出日の翌営業日の対顧客電信売買相場仲値を乗じて計算します。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第43条第1項および同条第2項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定により信託を終了させることがあります。

(金融商品取引所への上場)

第6条 委託者は、この信託の受益権について、受益権上場取引所（別に定める金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に上場申請を行うものとし、当該受益権は、受益権上場取引所の定める諸規則等に基づき受益権上場取引所の承認を得たうえで、受益権上場取引所に上場されるものとします。

② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、受益権上場取引所の定める諸規則等を遵守し、受益権上場取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第7条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第9条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割、再分割および併合)

第9条 委託者は、第3条第1項の規定により生じた受益権については、同条同項において信託された金額を同条第2項の価額で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができます。

③ 前項の規定により委託者は、受益権の再分割または併合を行う場合には、振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の定めにしたがい、次の各号の通り行います。

1. 受益権の再分割または併合に係る増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とし、ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。

2. 受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録します。

3. 前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。

4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。

5. 委託者は受益権の取得申込みの受けおよび一部解約の実行請求の受けについて制限を行う場合があります。

④ 委託者は、2017年9月14日現在の受益権を200対1の割合で併合します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第10条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額として当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を加算した額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第24条に規定する外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第11条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第12条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第9条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 13 条 受託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。)をいいます。以下同じ。)は、第 9 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みを受け付けません。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みを受け付けることができます。

1. 取得申込日またはその翌営業日が、別に定める外国の金融商品取引所等(以下「外国金融商品取引所等」といいます。)の休業日のいずれかに該当する場合
2. 取得申込日が、「日本における委託者または受託者の休業日(以下「国内休業日」といいます。)かついずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日」の前営業日または翌営業日に該当する場合
3. 取得申込日が、第 32 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内の日)に該当する場合
4. 前各号のほか、委託者が第 21 条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合

③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額(第 4 項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額を加算した額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

⑥ 委託者は、次の各号に該当する場合は、第 1 項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

1. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会が行われなるときもしくは停止されたとき。
2. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
3. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の取得申込みに係る当該先物取引が市場価格の形成に著しい影響を与えると委託者が判断したとき。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 15 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少お

よび譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 16 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益者名簿の作成と名義登録）

第 17 条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第 8 条の受益者について、その氏名または名称および住所その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

② 第 8 条の受益者については、前項の名義登録を行ったうえで、振替口座簿に記載または記録されるものとします。

③ 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、計算期間終了日において、振替機関が定める諸規則に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成を委託することができます。

④ 受益者は、原則として、受益権上場取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して前項の受益者名簿に名義登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が前項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行なうことができます。

（投資の対象とする資産の種類等）

第 18 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、第 22 条に定めるものに限り、）に係る権利
3. 約束手形
4. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（運用の指図範囲等）

第 19 条 委託者は、信託金を、主として、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

なお、第 4 号の証券および第 5 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。第21条に定める運用の基本方針および以下において同じ。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項ならびに前条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条および第27条ないし第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項ならびに前条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条および第27条ないし第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 22 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等

およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第 32 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 15 日から翌年 11 月 14 日までとします。ただし、第 1 計算期間は 2010 年 12 月 15 日から 2011 年 11 月 14 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 34 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。）、ならびにこれらに係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から

支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 35 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 36 以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 36 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利息およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）と前期から繰越した分配準備積立金は、諸経費（第 34 条第 1 項の規定により信託財産中から支弁されるものをいいます。以下同じ。）、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残金を受益者に分配すること、または、収益分配金額の調整のため、その一部または全部を分配準備積立金として次期に繰越することができます。なお、配当等収益から諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額ならびに前期から繰越した負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

2. 毎計算期末に信託財産から生じた i. に掲げる利益の合計額は、ii. に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

i. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金

ii. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金

(収益分配金、端数処理代金、償還金および一部解約金の支払い)

第 37 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において第 17 条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。

② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日から、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が受益権上場取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

③ 第 9 条第 3 項第 4 号の規定により分配される金銭（以下「端数処理代金」といいます。）の支払いは、原則として、受託者が、受益権の再分割または併合の効力発生日から 3 ヶ月以内の委託者の指定する日から行うものとし、持ち分を有する受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式等により端数処理代金を受領することができます。

④ 償還は、信託終了日現在において第 17 条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。

⑥ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。

⑦ 受託者は、収益分配金、端数処理代金および償還金の支払いについて、第 17 条第 3 項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託したものにこれを委託することができます。

⑧ 一部解約金（第 41 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）

は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑨ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(収益分配金、端数処理代金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 38 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき、ならびに端数処理代金および償還金については第 37 条第 3 項および第 6 項に規定する支払開始日からそれぞれ 10 年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

② 受託者は、一部解約金については第 37 条第 8 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

③ 受託者は、前各項の規定により収益分配金、端数処理代金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、端数処理代金および償還金の時効)

第 39 条 受益者が、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに端数処理代金および信託終了による償還金については第 37 条第 3 項および第 6 項に規定する委託者の指定する日からそれぞれ 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 40 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が定める一部解約の実行に係る一定口数をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該請求は受付けません。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については、当該一部解約の実行の請求を受付けることができます。(以下、本項の適用により一部解約の実行の請求を受付けないとする期日および期間を「一部解約請求不可日」といいます。)

1. 一部解約の実行の請求日またはその翌営業日が、外国金融商品取引所等の休業日のいずれかに該当する場合
2. 一部解約の実行の請求日が、「国内休業日、かついずれかの外国金融商品取引所等の休業日でない日」の前営業日または翌営業日に該当する場合
3. 一部解約の実行の請求日が、第 32 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内の日)に該当する場合
4. 一部解約の実行の請求日から起算して 6 営業日目までの期間に外国金融商品取引所等の休業日が 3 日以上ある場合の当該請求日
5. 前各号のほか、委託者が第 21 条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合

③ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図し、この信託契約の一部を解約します(ただし、当該一部解約の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。)。なお、販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.05%の率を乗じて得た額を解約時信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ 販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするとき、当該受益者から、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑧ 委託者は、次の各号に該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

1. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会が行われなるときもしくは停止されたとき。

2. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の日中立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

3. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の一部解約の実行の請求に係る当該先物取引が市場価格の形成に著しい影響を与えると委託者が判断したとき。

4. この信託が行う外国有価証券指数等先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の取引量が極端に少なく、この信託の一部解約の実行の請求に係る当該先物取引が完了しなかったとき。

⑨ 前 2 項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（一部解約請求不可日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払いならびに端数処理代金等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第 43 条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が 1 億円を下ることとなった場合、円換算した対象指数の変動率と基準価額の変動率とが継続して著しく乖離している場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、第 6 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(受益権の買取り)

第44条 販売会社は、第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

② 前項の買取り価額は、買取りの請求日の翌営業日の基準価額とします。

③ 販売会社は、受益者が買取りの請求をするとき、当該受益者から、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときには、第1項による買取りの請求の受付を中止することおよびすでに受付けた買取りの請求の受付を取消すことがあります。

⑤ 前項により、買取りの請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取りの請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取りの請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの請求を受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいま

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と

合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、「重大な約款の変更」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 50 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（反対者の買取請求権）

第 51 条 第 43 条に規定する信託契約の解約または第 49 条に規定する重大な約款の変更を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更に対抗した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

（公告）

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2010 年 12 月 15 日

(付表)

I. 別に定める金融商品取引所

約款第 6 条第 1 項に規定する「別に定める金融商品取引所」とは、次に掲げる金融商品取引所をいいます。

株式会社東京証券取引所

II. 別に定める外国の金融商品取引所等

約款第 14 条第 2 項第 1 号に規定する「別に定める外国の金融商品取引所等」とは、次に掲げる金融商品取引所等をいいます。

- ・ CBOE*先物取引所 (* Chicago Board Options Exchange (シカゴオプション取引所))
- ・ ニューヨーク証券取引所
- ・ ニューヨークの銀行